

電波有効利用成長戦略懇談会  
公共用周波数等ワーキンググループ（第8回）  
議事要旨

1. 日時  
平成30年5月30日（水）13：00～14：00
2. 場所  
中央合同庁舎第2号館（総務省） 8階 第1特別会議室
3. 出席者（敬称略）
  - （1）構成員：  
多賀谷主査、高田主査代理、飯塚構成員、大橋構成員
  - （2）総務省：  
鈴木総務審議官、竹内電波部長、野崎電波政策課長、杉野移動通信課長、長嶺基幹通信室長、村上重要無線室長
  - （3）オブザーバ：  
西川内閣府規制改革推進室参事官
4. 議事要旨
  - （1）開会
  - （2）議事
    - ① 周波数利用状況調査における評価指標及び発射状況調査の拡充について  
資料8-1に基づいて事務局から説明が行われた後、質疑応答があった。主な内容は以下のとおり。
      - 発射状況調査の試算について、電波利用料の総額からみても小さな額ではないと感じている。より効率的に実体を把握するための調査方法については、研究開発や技術試験事務を行うなど、もう少し議論して決めるべきではないか。  
測定機器についても、今ある技術で無理矢理測定するのではなく機器開発、技術試験の実施や、測定器の設置位置や間隔等、調査手法を工夫することができないか、検討すべきだと思う。
      - 調査機器については、現在総務省で保有している機器だけでは台数が不足している。また、今後は、高い周波数の有効利用がより必要になってくるが、まだ測定方法が確立していない部分も大きく、台数の拡充、測定可能な周波数の拡充も必要だと考えている。
      - 発射状況調査は、周波数共用のための基礎的な情報を集めるためのものと理解している。そうであるならば、発射状況調査のための機器も今後開発されていくものではないか。既存の機器で測ることにとらわれず、将来の開発の可能性を考えつつ、実験的に、色々な測定機器での測定もやってみるべきではないか。

② PS-LTE以外の公共部門間の周波数やシステムの共用化等について

資料8-2及び8-3に基づいて発表が行われた後、質疑応答があった。主な内容は以下のとおり。

- 公共ブロードバンドシステムについて、共通波を含む2波割当てだけでなく、1波のみでも割り当てることができるように、というのはいずれ進めていただきたい。
- 公共ブロードバンドシステムについて、周波数の拡大というのは現在の帯域のより高い方の周波数に広げることになるのか。
- 現在は、既存のチャンネルもまだ使われていないところがある状況。現在の周波数の上なのか下なのかも含め、もう少し長期的な検討課題になる。
- 資料8-2の中で、公共部門の中でガス事業者が特に書かれているのは何か理由があるか。また、無線システムの共用化に向けて、公益事業主体やメーカー等が参画する場を設ける、とあるが、この主体は総務省か。
- ガス事業者については、今のところ明確に動きがあるわけではないが、今後働きかけて共有の可能性を検討していきたいということ。二点目については、メーカー主体となる場で議論した方が、より具体的に議論が進むのではないかと意見も聞いており、総務省以外を主体とした場を想定している。もちろん、総務省としてもオブザーバなりの立場で参加するなど、必要な助言をして、取り組みが進むようにして参りたい。
- 資料8-2について、以前も申し上げたが、テレメーターやテレコントロールについて、これ以上共用化を進めたところで、解放される帯域幅は微々たるものであり、周波数も高い周波数帯ではない。これについて積極的に共用化に取り組んだとして、規制改革推進や成長戦略につながるかということについてはやや懐疑的である。LPWAに置き換わることについてはよいと思うが、LPWAも万能ではなく向き、不向きがある。テレメーター、テレコントロールについては、既に共用はなされている部分もあり、このシステムについて共用化を進めても周波数資源が出てこないということは明示したほうがよいのではないか。
- テレメーター、テレコントロールについては、ダムの放流警報など、人の生命に関わる緊急性の高いものは、LPWAのような保証のないシステムに置き換えるのは難しいのではないか。

③ 電波有効利用成長戦略懇談会への報告案について

資料8-4に基づいて説明が行われ、報告案については、本日の議論の中で出た意見を踏まえ、事務局にて修正することとし、修正内容については、主査に一任された。

④ その他

(3) 閉会

以上